

# 「とやまの食」販売等緊急支援事業実施業務仕様書

## 1 委託業務の名称

「とやまの食」販売等緊急支援事業実施業務

## 2 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大による飲食店・ホテル等の外食需要の減少等により、県内農林水産業への影響が続いていることから、新たな生活様式に対応した販売促進・販路の多様化を促すため、県内の農林漁業者、食品加工業者、飲食店やホテル・旅館業者等が行う、オンライン通販等の非接触型の消費者への直接販売、バーチャル展示会等のインターネットを活用した商談・取引などの取組みを支援する。

## 3 「とやまの食」販売等緊急支援事業補助金の概要

### (1) 補助対象者

県産農林水産物やその加工品（食品に限る。）を生産・販売する中小企業者、協同組合（漁協など）、農事組合法人等

### (2) 補助金額および申請受付期間等

補助金の額および予算額は次のとおりとし、交付申請のあった補助金額の合計が予算に達した時点で、受付を終了するものとする。また、補助金交付申請の受付は、全ての期間を通じて1事業者につき1回限りとする。

<補助率> 2/3 以内（小規模事業者等にあっては、3/4 以内）  
※1,000 円未満の端数は切り捨て

<補助上限額> 1,000 千円

<申請受付期間> 令和3年8月下旬頃（可能な限り早く）～2月中旬頃

<補助対象期間> 令和3年4月1日～2月中旬頃

<支払時期> 受付後、1か月程度  
※内容審査の上、先着順に受付し、随時交付決定・支払い。

<予算額> 100,000 千円

<主な対象経費> ※内容は変更する可能性がある。詳細な対象経費は、受託者へ別に示す。

項目	対象経費の例
①自社でのネット販売	ネット販売の開始用 HP の開設又はリニューアルに要する経費、商品写真撮影費、HP の保守管理費（初年度のみ） など
②販路拡大	EC モール出品登録料、通販会社との取引経費、商談会（リアル・オンライン）への出展経費（出展料、旅費、リース料等） など
③商品開発等	家庭で料理できる新商品、セット商品等の開発に係るコンサルタント費、試作材料費、県産農林水産物を食材とした料理レシピの作成費など
④感染防止対策	商品の選別・袋詰・発送作業業務を行う作業場の換気対策機器の導入 など

## 4 業務の内容

### (1) 補助金交付申請者への周知

#### ア 専用ホームページの開設

補助金の概要、補助金交付申請手続き等の情報を掲載した専用ホームページを開設するものとする。補助金交付申請希望者には、助成金交付申請の専用ホームページから申請書類をダウンロードして入手していただくものとする。ただし、ホームページからのダウンロードが困難な事業者に対しては、申請書類を受託者が郵送するものとする。

#### イ 募集チラシの作成・配布

#### ウ 新聞・WEB等広告

#### エ 問い合わせ対応

電話・メール・FAXでの問い合わせ窓口を設け、申請手続き等に関する問い合わせに対応するものとする。あらかじめ、県が提供する資料等を踏まえ、FAQを作成し、事業周知前に県の承諾を得ること（FAQは適宜更新すること）。

### (2) 申請書類の收受及び審査

申請書類は、本通の郵送に加え、電子メールでの電子ファイルの提出も求めるものとする。ただし、電子メールの使用が困難な申請者については、電子ファイルの提出は求めないものとする。

收受した申請書類については、收受年月日を申請書類右上に記載するとともに、受付要項に基づく審査を実施し、記入事項及び添付書類に不備や疑義があった場合は、申請者に対し、電話や電子メール等での問合せ、修正や再提出の依頼を行うものとする。

審査が完了した申請書については、「受付印」を押印のうえ受理するものとする。

### (3) 申請書類データの入力

受理した申請書類について、必要情報（申請者の名称、住所、申請書類の收受及び受理年月日、取組み内容等）を入力したデータをExcel等の表計算ソフトで作成するものとする。

必要情報の一部（振込口座等）については、別途提示するパンチ入力仕様に基つき、県の財務会計システムでの債主一括登録に適合するパンチデータ（CSVファイル）を作成するものとする。

集計データ入力完了した申請書類を受理日付ごとに整理、編綴し、編綴された申請書類及び集計データを、県が別に定める期日までに県に提出するものとする。

### (4) 補助金交付及び額の確定通知の発送

県が発行する「補助金交付及び額の確定通知」を封入及び封緘し、申請者へ発送するものとする。

なお、補助金の支払いは、県が実施するものとする。

### (5) 県産農林水産物やその加工品（食品）を販売するオンラインショップ等のPR

事業実施者が開設したオンラインショップ等の情報をまとめたウェブページを「越中とやま食の王国ホームページ」内に制作する。

※「越中とやま食の王国ホームページ」を管理運営する事業者と調整し、ページ構築・管理等必要な作業を再委託すること。

**(6) 事業実施後のフォロー**

事業の趣旨に沿った効果発現のための事後フォローの実施。

**(7) 独自提案**

県産農林水産物やその加工品の消費拡大に資する取組みを予算の範囲内で自由に提案してください。

**5 委託業務の実施期間**

契約締結の日から令和4年3月31日（水）まで

**6 その他**

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、受託者と県とが必要に応じて協議するものとする。
- (4) この仕様書は、公募型プロポーザル実施用のものであり、委託契約時は契約候補者との協議の内容等を踏まえ、修正することがある。